

石川県公報

平成28年9月16日

第12936号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○一般競争入札の落札者等	(管財課) 1	○身体障害者福祉法に基づく診断を担当する医師の指定を辞退する旨の届出	(同) 3
○歳入の徴収事務の委託	(文化振興課) 2	○応急入院指定病院の指定	(同) 4
○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定	(厚生政策課) 2	公 告	
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定	(同) 2	○土地改良区の役員退任公告	(農業基盤課) 4
○生活保護法に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出	(同) 2	○土地改良区の役員就任公告	(同) 4
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出	(同) 3	○県営土地改良事業に係る換地処分公告	(同) 5
○身体障害者福祉法に基づく診断を担当する医師の指定	(障害保健福祉課) 3	○地域登録検査機関の変更の届出の公告	(農業安全課) 5
		○公共測量実施公告	(監理課) 6
		公安委員会	
		○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正	6

告 示

石川県告示第435号

WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

平成28年9月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 落札に係る物品等の名称、数量及び調達方法
タイヤチェーン（除雪車用） 873本 購入
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県総務部管財課
金沢市鞍月1丁目1番地
- 落札者を決定した日
平成28年8月25日
- 落札者の名称及び所在地
株式会社北村タイヤ商会
小松市御館町甲75番地
- 落札金額
11,557,426円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日
平成28年7月15日

石川県告示第436号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。
平成28年9月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
石川県・金沢市文化施設共通鑑賞パスポート(石川県立美術館、石川県立歴史博物館及び石川四高記念文化交流館を含む共通利用券をいう。)に係る使用料の徴収事務	金沢市広坂2丁目2番5号	公益財団法人石川近代文学館	平成28年10月1日から同年11月3日まで

石川県告示第437号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成28年9月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人社団 一林医院	河北郡津幡町字庄ウ3番地	平成28年7月1日
しいあい歯科医院	白山市笠間町958-1	平成28年6月1日
キリン堂押野薬局	野々市市押野6丁目62	平成28年7月19日
訪問看護事業所 ニルヴァーナ	野々市市本町3-6-31	平成28年8月31日

石川県告示第438号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成28年9月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人社団 一林医院	河北郡津幡町字庄ウ3番地	平成28年7月1日
しいあい歯科医院	白山市笠間町958-1	平成28年6月1日
キリン堂押野薬局	野々市市押野6丁目62	平成28年7月19日
訪問看護事業所 ニルヴァーナ	野々市市本町3-6-31	平成28年8月31日

石川県告示第439号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成28年9月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
しいあい歯科医院	白山市笠間町958-1	平成28年5月31日
キリン堂押野薬局	野々市市押野6丁目42	平成28年7月18日

石川県告示第440号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成28年9月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
しいあい歯科医院	白山市笠間町958-1	平成28年5月31日
キリン堂押野薬局	野々市市押野6丁目42	平成28年7月18日

石川県告示第441号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、診断を担当する医師として次のとおり指定した。

平成28年9月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

診療科目	医療機関の名称	所 在 地	医師氏名	指定年月日
整形外科	恵 寿 総 合 病 院	七尾市富岡町94番地	藤巻 芳寧	平成28年9月2日
外 科	小 松 市 民 病 院	小松市向本折町ホ60番地	田中 伸佳	〃
小 児 科	〃	〃	金田 尚	〃
内 科	〃	〃	高橋 直樹	〃
〃	加 賀 市 医 療 セ ン タ ー	加賀市作見町リ36番地	大辻 道雄	〃
小 児 科	〃	〃	村岡 正裕	〃
循環器内科	〃	〃	上出 真一	〃
〃	〃	〃	田川 庄督	〃
消化器内科	〃	〃	富永 桂	〃
耳鼻咽喉科	公 立 つ る ぎ 病 院	白山市鶴来水戸町ノ1番地	近藤 悟	〃
整形外科	〃	〃	滝野 哲也	〃
眼 科	公 立 穴 水 総 合 病 院	鳳珠郡穴水町字川島タの8番地	有本 淳	〃

石川県告示第442号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次の医師から、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の指定を辞退する旨の届出があった。

平成28年9月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

診療科目	医療機関の名称	所 在 地	医師氏名	辞退年月日
内 科	小 松 市 民 病 院	小松市向本折町ホ60番地	吉本 幸子	平成28年6月27日
整形外科	加 賀 市 民 病 院	加賀市大聖寺八間道65	前野 紘一	平成28年3月31日
内 科	〃	〃	大石 岳	〃
〃	〃	〃	澤村 俊孝	〃
小 児 科	〃	〃	土市 信之	〃
循環器内科	〃	〃	井上 健	〃
内 科	板 谷 医 院	加賀市山代温泉35の11番地の1	牧野 耕和	平成26年10月31日
耳鼻咽喉科	公 立 つ る ぎ 病 院	白山市鶴来水戸町ノ1番地	脇坂 尚宏	平成28年7月1日

石川県告示第443号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第1項の規定により、応急入院指定病院として次のとおり指定した。

平成28年9月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指 定 期 間
岡部病院	金沢市長坂町チ15番地	平成28年6月1日から平成31年5月31日まで
石川県立高松病院	かほく市内高松ヤ36	平成28年9月9日から平成31年9月8日まで
金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	〃
加賀こころの病院	加賀市幸町2丁目63番地	〃
松原病院	金沢市石引4丁目3番5号	〃
七尾松原病院	七尾市本府中町ワ部5番地	〃

公 告

土地改良区の役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

平成28年9月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

大野庄用水土地改良区

職 名	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	西 本 二 郎	金沢市北町丁47番地1	平成28年3月31日
〃	南 藤 誠 一	〃 藤江北2丁目89番地	〃
〃	南 野 昭 夫	〃 戸水1丁目260番地	〃
〃	吉 田 和 夫	〃 示野中町1丁目106番地	〃
〃	北 田 一 夫	〃 観音堂町ヲ36番地	〃
〃	松 尾 俊 明	〃 松村5丁目178番地	〃
〃	森 戸 毅	〃 畝田中2丁目235番地	〃
監 事	本 堂 紀 義	〃 寺中町ハ68番地	〃
〃	大 島 利 夫	〃 大豆田本町ヌ40番地	〃
〃	村 本 知 三	〃 普正寺町1の14番地	〃

河北潟干拓土地改良区

職 名	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	清 水 一 男	金沢市末町5の51番地17	平成28年8月31日
〃	太 田 和 夫	河北郡津幡町字太田に121番地1	〃

志賀町土地改良区

職 名	氏 名	住 所	退任年月日
監 事	本 田 裕 一	志賀町上野ヲの13番地	平成28年8月8日

土地改良区の役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があった。

平成28年9月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

大野庄用土地改良区

職 名	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	西 本 二 郎	金沢市北町丁47番地1	平成28年4月1日
〃	南 藤 誠 一	〃 藤江北2丁目89番地	〃
〃	角 田 秀 一 郎	〃 戸水1丁目274番地	〃
〃	吉 田 和 夫	〃 示野中町1丁目106番地	〃
〃	北 田 一 夫	〃 観音堂町ヲ36番地	〃
〃	松 尾 俊 明	〃 松村5丁目178番地	〃
〃	稲 本 誠 一	〃 無量寺町子73の1、75の1番地	〃
〃	櫻 井 誠 一	〃 出雲町イ11番地	〃
〃	藤 江 洋 一	〃 畝田中2丁目208番地	〃
監 事	本 堂 紀 義	〃 寺中町ハ68番地	〃
〃	宮 本 憲 隆	〃 二口町ニ10番地1	〃
〃	福 田 裕 一	〃 普正寺町1の25番地	〃

河北潟干拓土地改良区

職 名	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	市 村 達 也	金沢市泉2丁目13番2号	平成28年9月1日
〃	河 上 孝 光	河北郡津幡町字津幡イ1番地198	〃

県営土地改良事業に係る換地処分公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地処分を行った。

平成28年9月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

事 業 名	地 区（工区）名	換地処分年月日
県営中山間地域総合整備事業	湊上川流域地区 (中海工区)	平成28年9月7日

地域登録検査機関の変更の届出の公告

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から、次のとおり地域登録検査機関の変更の届出があった。

平成28年9月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

おおぞら農業協同組合

山崎 一盛

鳳珠郡穴水町字大町ほの95番地

2 変更した事項

農産物検査を行う農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

(1) 新たに記帳された者

氏 名	住 所	農産物検査を行う農産物の種類
小 城 隆 治	鳳珠郡能登町崎山4丁目125番地	玄米、大豆
今 井 弘 美	鳳珠郡穴水町字宇加川ヲの89番地	玄米、大豆

西 方 寿 夫	輪島市小伊勢町下山下153-2	玄米、大豆
山 崎 健 二	鳳珠郡穴水町字下唐川トの212	玄米、大豆
浦 西 悠 任	輪島市門前町田村ロ-166	玄米、大豆

(2) 記帳されなくなった者

氏 名	住 所	農産物検査を行う農産物の種類
坂 下 一 也	輪島市水守町峯山12甲	玄米、大豆
波 座 徳 仁	輪島市小池町11-201	玄米、大豆
飯 田 雅 裕	鳳珠郡能登町字崎山4-121-2	玄米、大豆
橋 本 由 紀	輪島市大野町城兼37-35	玄米、大豆

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、能美市土地開発公社から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年9月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (赤井・粟生産業団地土地区画整理事業)	平成28年8月31日から 同年10月25日まで	能美市西部地域

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第116号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

平成28年9月16日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第11（最高速度の指定）小松警察署管内の表89の項を次のように改める。

89	主要地方道金沢 小松線	小松市福乃宮町2丁目65番地1先から 小松市本江町オ14番地5先まで	約2,930 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両（原動機付自 転車及びけん引② ③を除く。）
----	----------------	---------------------------------------	----------------	----------------	----	--------------------------------

別表第18（駐車禁止）金沢西警察署管内の表205の項を次のように改める。

205	市道新神田2丁 目線7号新神田 3丁目線8号	金沢市新神田2丁目2番1号先から 金沢市新神田3丁目10番10号先まで	約580 メートル	終日	車両
-----	------------------------------	--	--------------	----	----

別表第18（駐車禁止）小松警察署管内の表27の項を次のように改める。

27	主要地方道金沢 小松線	小松市福乃宮町2丁目65番地1先から 小松市本江町オ14番地5先まで	約2,930 メートル	終日	車両
----	----------------	---------------------------------------	----------------	----	----

別表第18（駐車禁止）津幡警察署管内の表に次のように加える。

90	主要地方道高松 津幡線	河北郡津幡町字加茂は93番地先から 河北郡津幡町字南中条ソ15番地4先まで	約4,370 メートル	終日	車両
----	----------------	--	----------------	----	----

別表第18（駐車禁止）津幡警察署管内の表1の項を次のように改める。

1	主要地方道高松 津幡線	河北郡津幡町字御門へ76番地先から 河北郡津幡町字加茂は6番地1先まで	約870 メートル	終日	車両
---	----------------	--	--------------	----	----

別表第1（信号機の設置場所）金沢東警察署管内の表110及び117の項を次のように改める。

110	削	除
117	削	除

別表第15（歩行者用路側帯）珠洲警察署管内の表1及び2の項を次のように改める。

1	削	除
2	削	除

